

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の二―第三十四条の二十三）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第八章の二・第九章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則</p> <p>（証券専門会社等の業務等）</p> <p>第十七条の二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四の三）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十五―第三十四条の二十三）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第八章の二・第九章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則</p> <p>（証券専門会社等の業務等）</p> <p>第十七条の二（略）</p>

2
5 4 (略)

5 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 5 四 (略)

五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六 5 八 (略)

6
5 10 (略)

(銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第三十四条の十四 (略)

第二款 業務及び子会社等

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十四条の十四の二 (略)

2
5 4 (略)

5 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 5 四 (略)

五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社

六 5 八 (略)

6
5 10 (略)

(銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第三十四条の十四 (略)

(新設)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十四条の十四の二 (略)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の三 (略)

(削る)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第三十四条の十五 (略)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の三 (略)

第二款 業務及び子会社等

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第三十四条の十五 (略)